### 令和2年度中央市一般会計補正予算(第5号)

令和2年度中央市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,420,874千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

			款							項		
10	地	方	交	付	į	税						
							1	地	方	交	付	税
12	分	担 金	及び	負	担	金						
							1	負		担		金
14	玉	庫	支	出	-	金						
							1	国	庫	負	担	金
							2	国	庫	補	助	金
15	県	支	:	出	2	金						
							1	県	負	į	担	金
							2	県	裤	ħ	助	金
							3	委		託		金
18	繰		入		-	金						
							1	基	金	繰	入	金
20	諸		収		,	入						
							3	雑				入
21	市				1	債						
							1	市				債
			歳		入			合		計		

	I .	
補正前の額	補 正 額	計
1, 901, 010	590, 513	2, 491, 523
1, 901, 010	590, 513	2, 491, 523
197, 483	△910	196, 573
197, 483	△910	196, 573
5, 119, 219	366, 896	5, 486, 115
1, 233, 617	540	1, 234, 157
3, 877, 870	366, 356	4, 244, 226
839, 461	32, 633	872, 094
501, 539	1, 322	502, 861
264, 554	26, 789	291, 343
73, 368	4, 522	77, 890
1, 163, 096	△448, 976	714, 120
1, 143, 096	△448, 976	694, 120
383, 949	35, 030	418, 979
379, 333	35, 030	414, 363
1, 440, 000	△31, 600	1, 408, 400
1, 440, 000	△31, 600	1, 408, 400
16, 877, 288	543, 586	17, 420, 874

			款							項		
2	総		Ž	務		費						
							1	総	務	管	理	費
							6	防		災		費
							7	統	計	調	查	費
3	民		/	生		費						
							1	社	会	福	祉	費
							2	児	童	福	祉	費
							3	生	活	保	護	費
							5	福	祉	施	設	費
4	衛		<i>/</i>	生		費						
							1	保	健	衛	生	費
6	農	林	水	産	業	費						
							1	農		業		費
7	商		-	工		費						
							1	商		工		費
8	土		Ź	木		費						
							1	土	木	管	理	費
							2	道	路	橋	梁	費
							4	都	市	計	画	費
10	教		-	育		費						
							1	教	育	総	務	費
							2	小	学		校	費
							3	中	学		校	費
							4	社	会	教	育	費
							5	保	健	体	育	費
			方	<b></b>	出			合		計		

補正前の額	補 正 額	計
4, 696, 472	100, 171	4, 796, 643
1, 149, 276	95, 634	1, 244, 910
27, 836	4, 539	32, 375
11,881	$\triangle 2$	11, 879
4, 693, 645	89, 110	4, 782, 755
2, 068, 100	47, 934	2, 116, 034
2, 247, 263	34, 708	2, 281, 971
308, 618	5, 740	314, 358
69, 659	728	70, 387
856, 977	9, 453	866, 430
410, 231	9, 453	419, 684
477, 205	△1,756	475, 449
459, 353	△1, 756	457, 597
199, 442	12, 662	212, 104
199, 442	12, 662	212, 104
2, 062, 595	11, 145	2, 073, 740
70, 705	1,000	71, 705
372, 913	9, 290	382, 203
1, 588, 076	855	1, 588, 931
1, 832, 431	322, 801	2, 155, 232
137, 568	396	137, 964
727, 109	228, 663	955, 772
150, 818	79, 756	230, 574
193, 270	12, 783	206, 053
623, 666	1, 203	624, 869
16, 877, 288	543, 586	17, 420, 874

# 第2表 繰越明許費補正

## 追 加

	款	ζ				Į	頁			事業名	金 額 (千円)
8	土	木	費	4	都	市	計	画	費	都市公園建設事業	756, 874
1 0	教	育	費	4	社	会	教	育	費	埋蔵文化財発掘調査事業	4, 503
				5	保	健	体	育	費	体育施設整備事業	203, 005
					<u>/</u>	7				計	964, 382

# 第3表 地方債補正

## 1 変 更

	補		正	前	補		正	後
起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利率	償還の 方 法
公共事業等債	58, 400		率見直		75, 800		だし、利 率 見 直	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他の
地方道路等整備事 業 債	180, 600	普通	で 借 り る 資 金 に ついて、	場合には、そ の債権者と 協議する。 ただし、財	145, 800	普通	で借り 入る 金に ついて、	場合には、そ の債権者と 協議する。 ただし、財
合併特例事業債	729, 600	貸借	た後に おいて	都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若	787, 500	貸借	見をた おいて て	政その他の 都合により、 据置期間及 び質躍期間 を短縮し、若
臨時財政対策債	360, 000		は、当該 見直 後の利 率)	しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。	396, 400			しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。

# 2 廃 止

	補		正	前	補		正	後
起債の目的	限度額 (千円)	起債 の 方法	利率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方 法
防災・減災・国 土強靭化緊急対 策 事 業 債	108, 500	普 貸借	だ率しで入資つ利見をたおは見し見方借れ金い率直行後い当直利直式りるに、のしっにて該し	にそ件行場の協善政都据びをし償利すで政つのにそ合債議たそ合置償短く還にるき府い融よのに権すだのに期還縮は又借こる資は資、他、者。、他り間期、繰は換と金、条銀のそと善財の、及間若上低えが				

### 令和2年度中央市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和2年度中央市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,217,070千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款						項			
7	繰	入	金								
				1	_	般	会	計	繰	入	金
8	繰	越	金								
				1	繰			越			金
		歳	入		合		青	+			

補正前の額	補 正 額	計
347, 867	231	348, 098
347, 867	231	348, 098
1,000	10, 624	11,624
1,000	10, 624	11,624
2, 206, 215	10, 855	2, 217, 070

歳 出

		款					項		
1 総		務	費						
				1	総	務	管	理	費
4 諸	支	出	金						
				1	償		還		金
		歳	出		合		計		

補正前の額	補 正 額	計
51, 146	231	51, 377
31, 836	231	32, 067
402	10, 624	11, 026
402	10, 624	11, 026
2, 206, 215	10, 855	2, 217, 070

### 令和2年度中央市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度中央市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度中央市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		
(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
806,588千円	5,845千円	812, 433千円
525,137千円	5,845千円	530,982千円
支 出		
(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
806,588千円	5,845千円	812, 433千円
656,826千円	1,121千円	657,947千円
133,416千円	4,724千円	138,140千円
	(既決予定額) 806,588千円 525,137千円 支 出 (既決予定額) 806,588千円 656,826千円	(既決予定額) (補正予定額)   806,588千円 5,845千円   525,137千円 5,845千円   支出 (既決予定額)   (概決予定額) (補正予定額)   806,588千円 5,845千円   656,826千円 1,121千円

### (資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額90,612千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,773千円、引継金59,839千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	786,750千円	△4, 416千円	782, 334千円	
第2項 補 助 金	336,850千円	$\triangle 4$ , $416$ 千円	332,434千円	
支 出				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	881,916千円	△8,970千円	872,946千円	
第1項 建設改良費	358,529千円	300千円	358,829千円	
第2項 企業債償還金	522,387千円	$\triangle 9$ ,270千円	513,117千円	

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ30,335千円及び4,962 千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ34,533千円及び4,313千円で ある。」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第5条 予算第8条第1項第1号中「23,091千円」を「25,499千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「425,134千円」を「424,282千円」に改める。

## 令和2年度中央市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度中央市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度中央市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益 的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入			
(科 目)	(既決予定額)		(計)	
第1款 農業集落排水事業収益	260,761千円	$\triangle 4$ ,062千円	256,699千円	
第2項 営業外収益	218,520千円	△4,062千円	214,458千円	
支 出				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 農業集落排水事業費用	260,761千円	△4,062千円	256,699千円	
第1項 営業費用	230,966千円	△3, 422千円	227,544千円	
第2項 営業外費用	26,204千円	△340千円	25,864千円	
第3項 特別損失	2,591千円	△300千円	2,291千円	

#### (資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額33,110千円は、引継金33,110千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	104,058千円	△3,973千円	100,085千円	
第2項 補 助 金	55,038千円	△3,973千円	51,065千円	
支  出				
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	135,615千円	△2, 420千円	133,195千円	
第2項 企業債償還金	132,615千円	$\triangle 2$ , $420$ 千円	130,195千円	

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,406千円及び405千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,238千円及び15千円である。」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正) 第5条 予算第8条第1項第1号中「6,838千円」を「9,145千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「155,510千円」を「149,465千円」に改める。